

中小企業の事業承継・M & Aの 推進について

中小企業庁 事業環境部 財務課

中小企業の事業承継・M & Aの 推進について

2025年5月

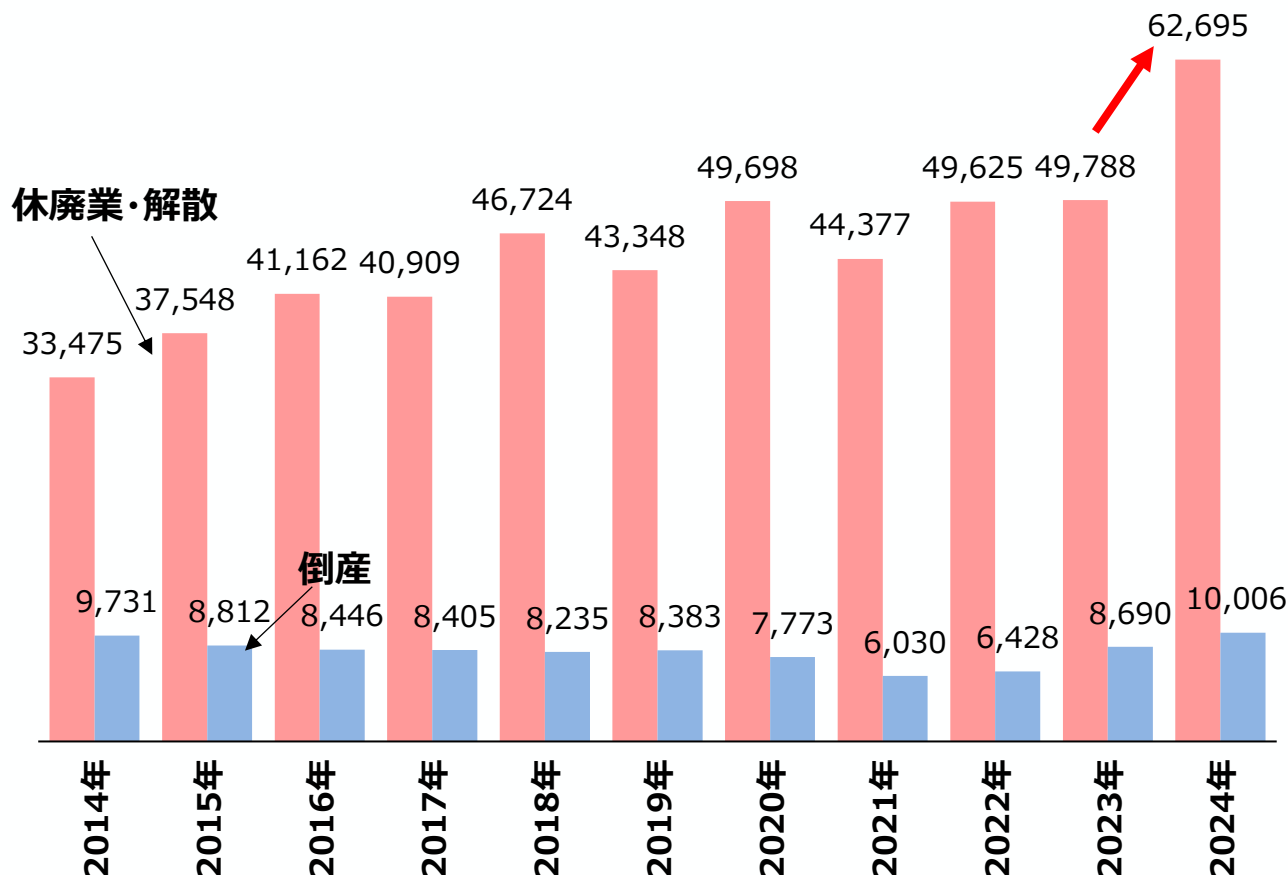
中小企業庁 財務課

- 1. 地方自治体における事業承継支援の動向と支援策について**
2. 中小企業庁主催「アトツギ甲子園」のご紹介・
地方自治体における後継者支援の取組について

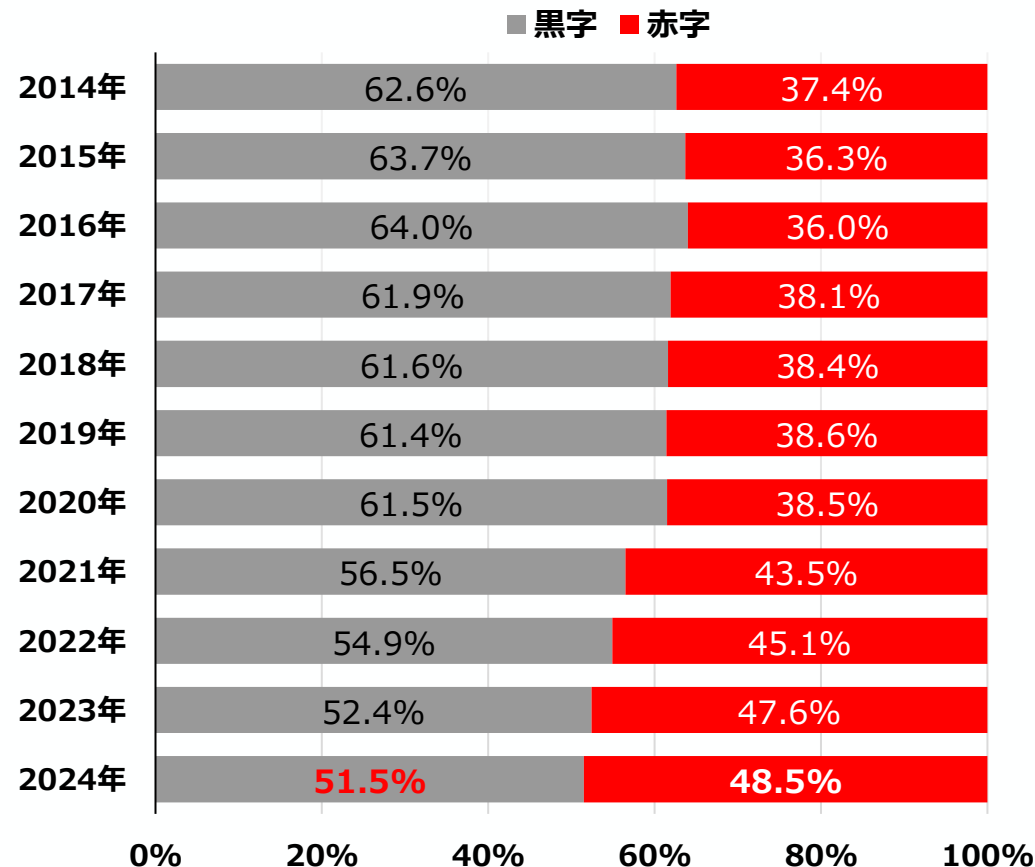
廃業等の増加傾向

- 休廃業・解散数は、足下2024年は前年比で大きく増加。事業承継ではなく退出した者も相当程度存在することが示唆される。このうち、黒字で休廃業・解散をした者の割合は減少傾向にあるものの未だ50%以上となっている。

休廃業・解散、倒産件数の推移



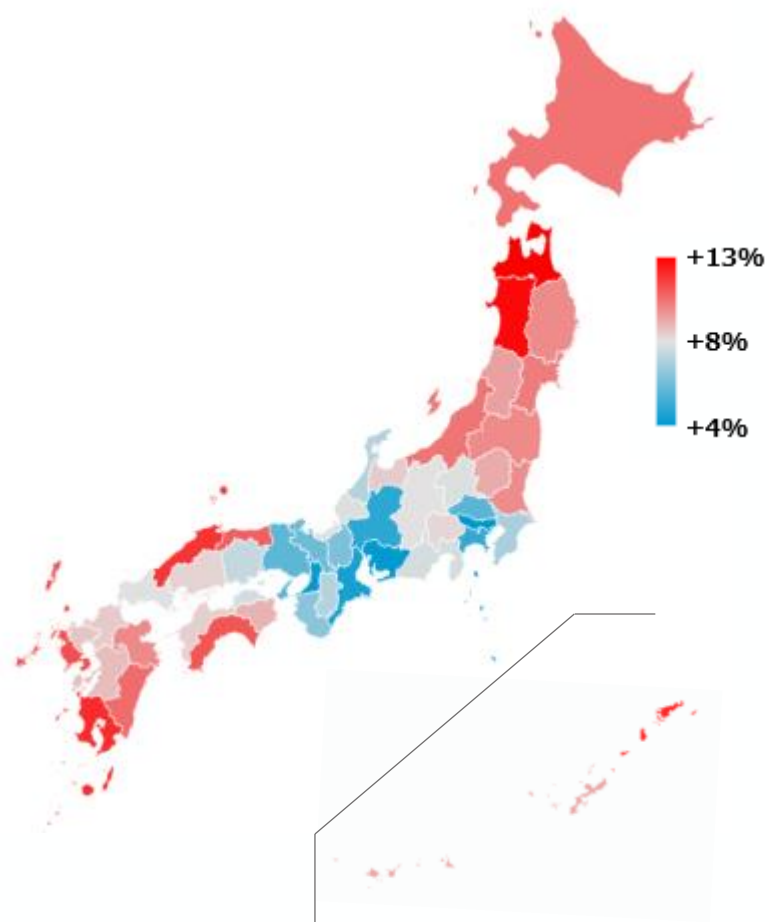
休廃業・解散事業者の損益別比率



(注) 「休廃業・解散」は、倒産（法的整理、私的整理）以外で事業活動を停止した企業
(出所) (株) 東京商工リサーチ調べ

都道府県別の経営者年齢割合の変化

- 経営者の年齢割合を都道府県別にみると、2014年から2024年にかけて、全ての都道府県で70代以上の経営者割合は増加。特に都市圏ではなく地方圏において増加割合が大きいなど、地方部において問題が深刻化。



2014年→2024年の70代以上の経営者割合

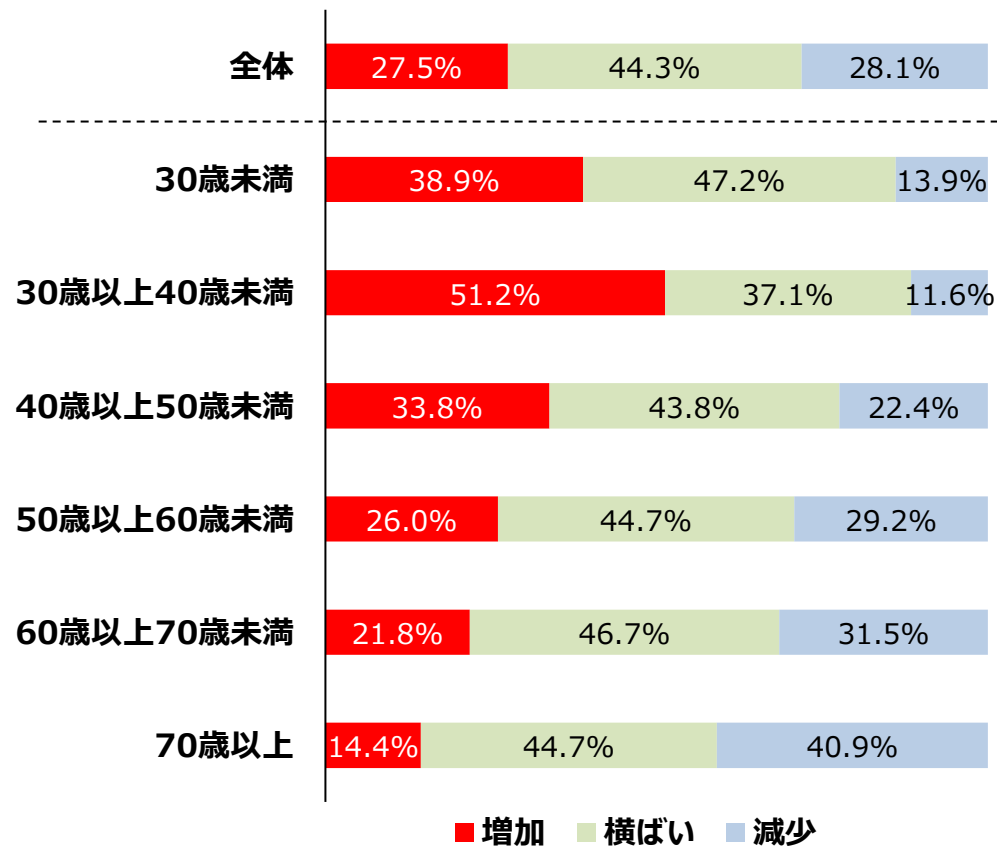
	①2014	②2024	差(②-①)		①2014	②2024	差(②-①)
北海道	17%	28%	+10%	滋賀県	15%	21%	+6%
青森県	18%	31%	+13%	京都府	18%	24%	+6%
岩手県	21%	31%	+10%	大阪府	18%	22%	+4%
宮城県	18%	28%	+10%	兵庫県	19%	24%	+5%
秋田県	19%	32%	+13%	奈良県	19%	26%	+7%
山形県	18%	28%	+9%	和歌山県	20%	26%	+6%
福島県	17%	27%	+10%	鳥取県	17%	28%	+11%
茨城県	19%	28%	+10%	島根県	18%	30%	+12%
栃木県	18%	27%	+9%	岡山県	17%	25%	+8%
群馬県	19%	27%	+8%	広島県	18%	26%	+8%
埼玉県	21%	26%	+5%	山口県	18%	26%	+8%
千葉県	21%	28%	+7%	徳島県	18%	27%	+9%
東京都	20%	24%	+4%	香川県	18%	25%	+8%
神奈川県	22%	27%	+5%	愛媛県	17%	25%	+9%
新潟県	18%	29%	+10%	高知県	20%	31%	+11%
富山県	18%	26%	+9%	福岡県	16%	24%	+9%
石川県	16%	23%	+7%	佐賀県	16%	25%	+9%
福井県	17%	25%	+8%	長崎県	17%	29%	+11%
山梨県	20%	28%	+8%	熊本県	16%	25%	+9%
長野県	20%	28%	+8%	大分県	15%	25%	+10%
岐阜県	17%	22%	+4%	宮崎県	15%	26%	+11%
静岡県	19%	27%	+8%	鹿児島県	16%	28%	+12%
愛知県	17%	21%	+4%	沖縄県	13%	22%	+9%
三重県	17%	21%	+4%				

(出所) 帝国データバンクデータを基に作成。

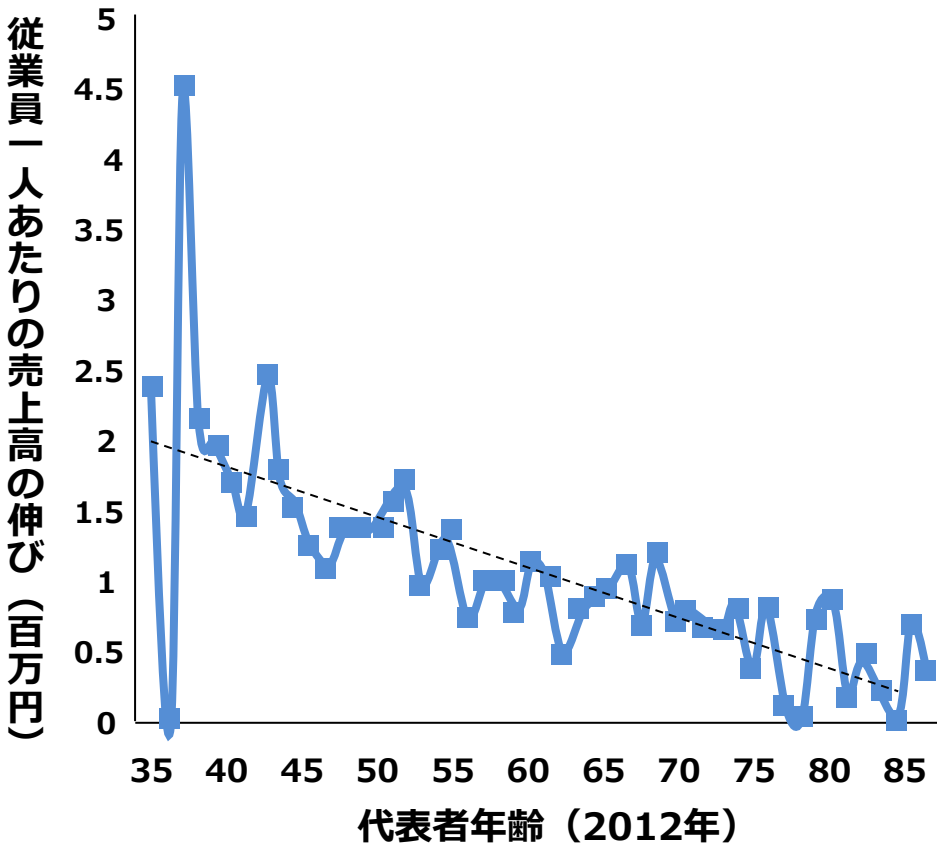
経営者年齢と売上高の変化

- 経営者年齢と売上高の関係を分析すると、あくまで傾向ではあるが、経営者年齢が若いほど、売上高の伸びが大きくなる傾向にある。事業承継・M & Aを契機とした経営革新を見据えた支援も重要。

経営者年齢層別の売上高の変化



代表者年齢と売上高増加の関係

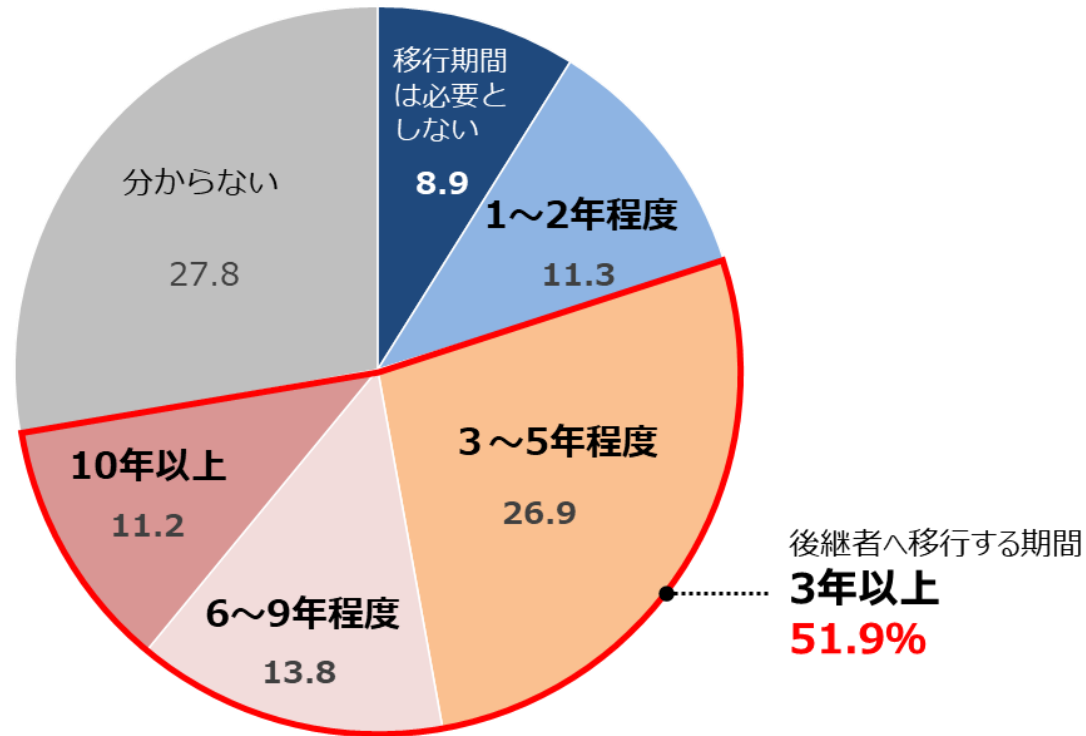


(注) 右図：2012年時点での経営者年齢別の2012年～2017年までの従業員一人当たり売上高の伸び率の中央値をプロットしたもの。
(出所)「平成28年度中小企業庁委託調査」、帝国データバンク「経営者の特徴を企業は反映するか？～年齢と資本集約性の意外な関係～」(2018年11月1日)を基に作成。

早期の事業承継の検討の重要性

- 後継者を決めてから事業承継が完了するまでの移行期間（後継者の育成期間含む）は、3年以上を要する割合が半数を上回る。経営者の高齢化に伴い、突然の体調不調等により、事業継続が危ぶまれる可能性が高まることから、事業承継に向けては、早期の準備が必要不可欠。

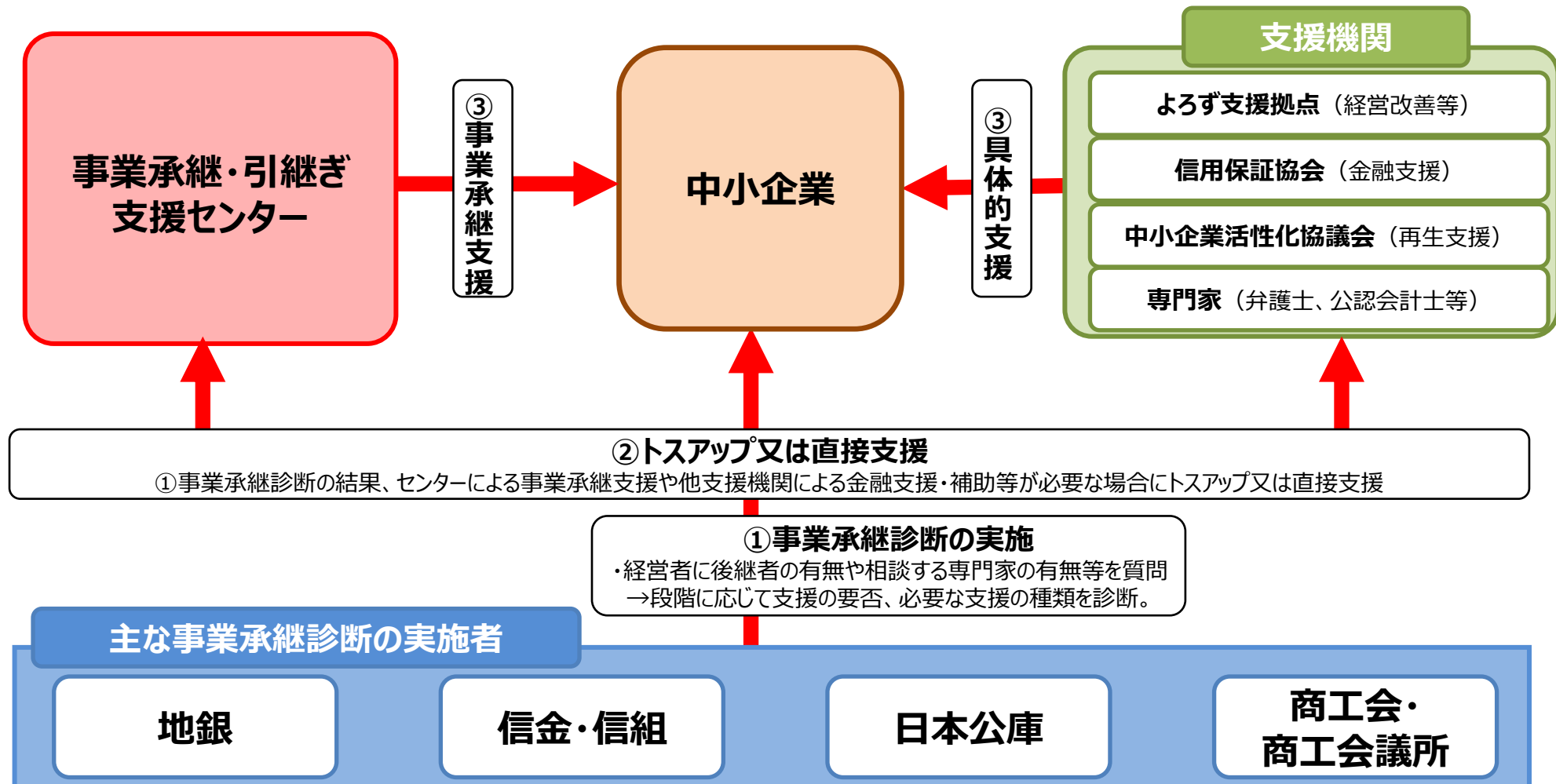
後継者への移行にかかる期間



事業承継ネットワークによる事業承継診断の取組

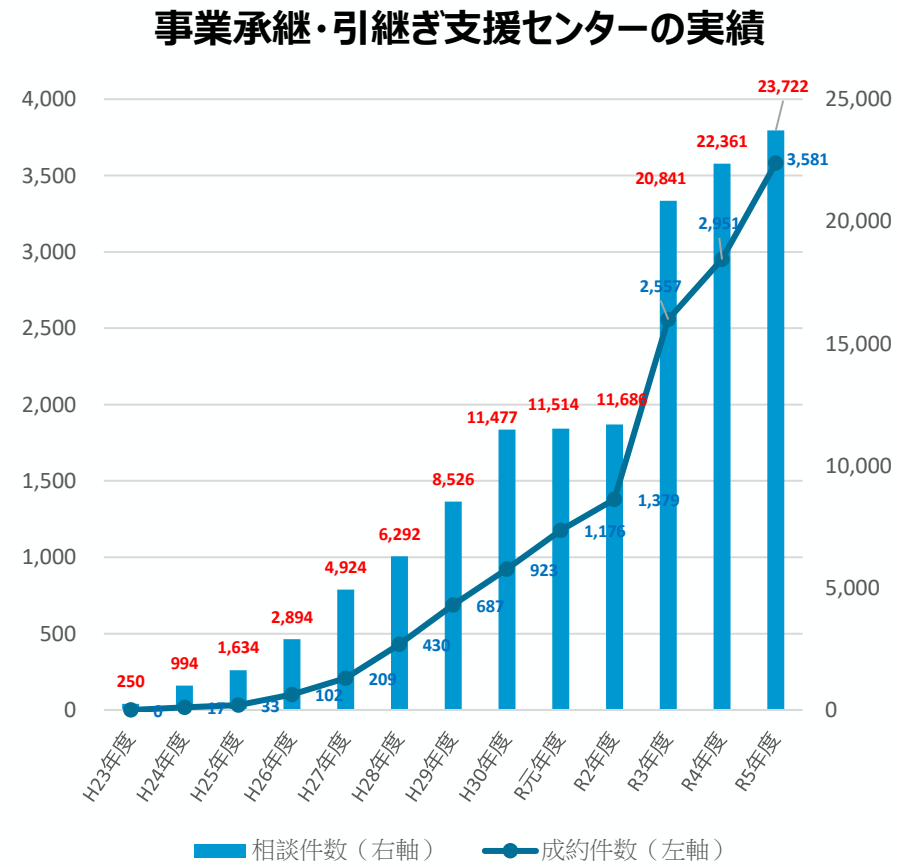
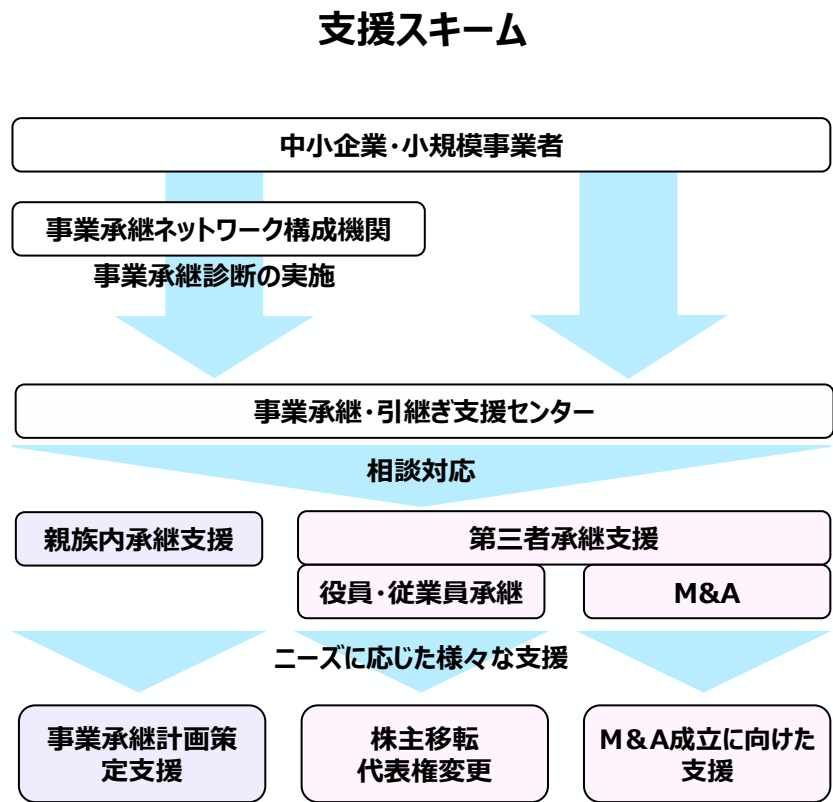
- 平成29年度から早期・計画的な事業承継に対する経営者の「気付き」を促すため、全国に商工会・商工会議所、金融機関等の身近な支援機関から構成される「事業承継ネットワーク」を構築。
- プッシュ型の事業承継診断により、経営者の事業承継に係る課題やニーズを掘り起こし（累計約120万件実施）。

NW構成メンバーと支援スキーム ※事業承継・引継ぎ支援センター中心に都道府県ごとに設置



事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- 全国47都道府県に設置された「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和5年度には相談件数が23,722件、成約件数が3,581件に達した。

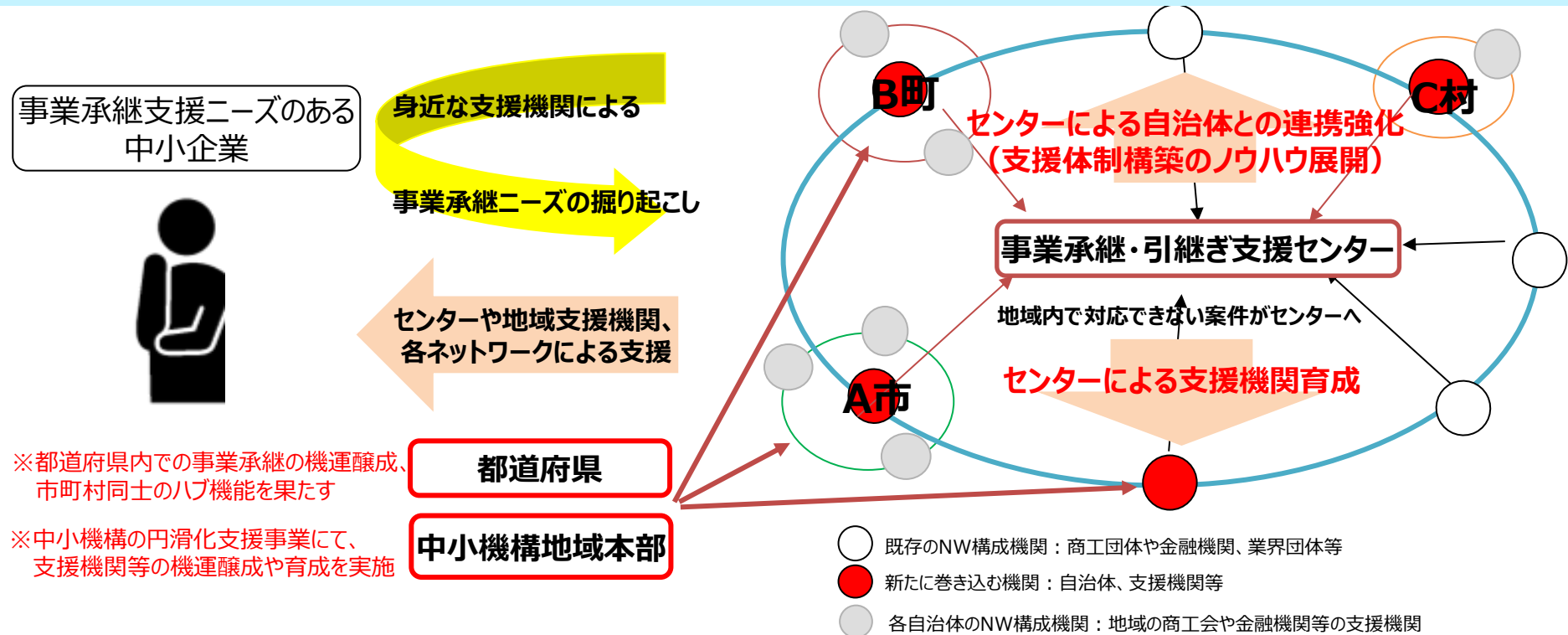


地方自治体による事業承継支援への期待

- 全国47都道府県の県庁所在地等に設置している事業承継・引継ぎ支援センターのみでは、全ての潜在的な事業承継ニーズの掘起こしは難しい。そのため、中小企業や支援機関からの信頼が高く、公的な安心感を有する地方自治体において、地域の実情に応じ、以下のような支援に取り組むことを推進。

① 事業承継支援に係る地域内の関係団体（商工団体、地域金融機関、地域内支援機関等）との連携のハブ機能を果たし、支援の必要性の高い事業者を把握し、専門知識を有する事業承継・引継ぎ支援センター等へと橋渡しが行えるような支援体制を構築すること。

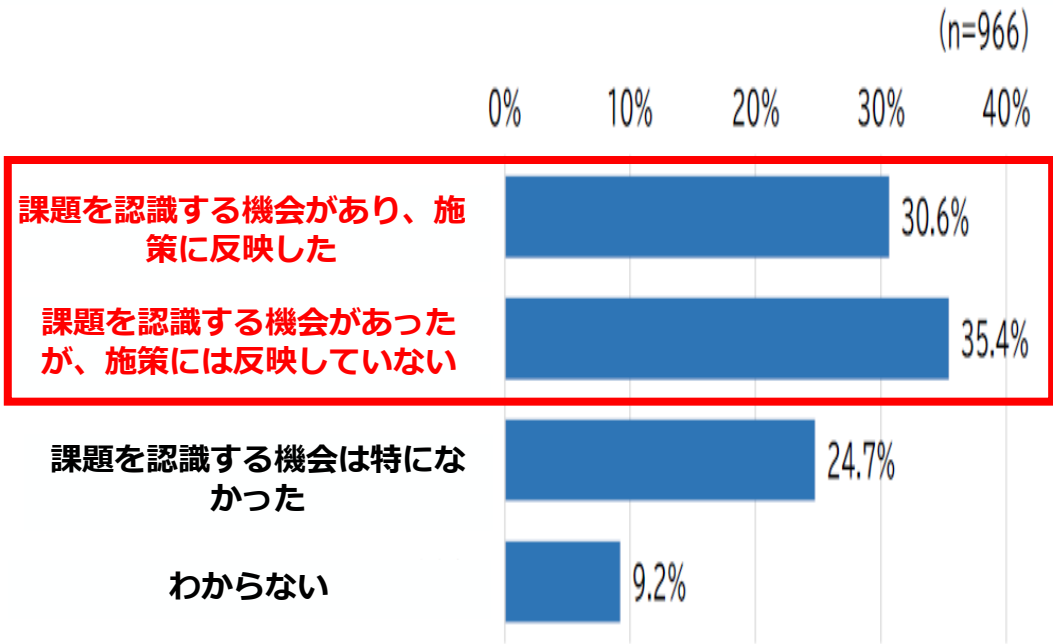
② 現経営者が元気な早期の段階から、事業承継に向けて取り組んでいただくために、全ての中小企業がアクセスでき、公的な信頼感と安心感を有する地方自治体から、各種媒体を用いて事業承継に向けた早期検討の重要性や、自社の価値に対する気づきの機会の提供等を積極的に行い、事業承継の気運を高めていくための意識啓発を図ること。



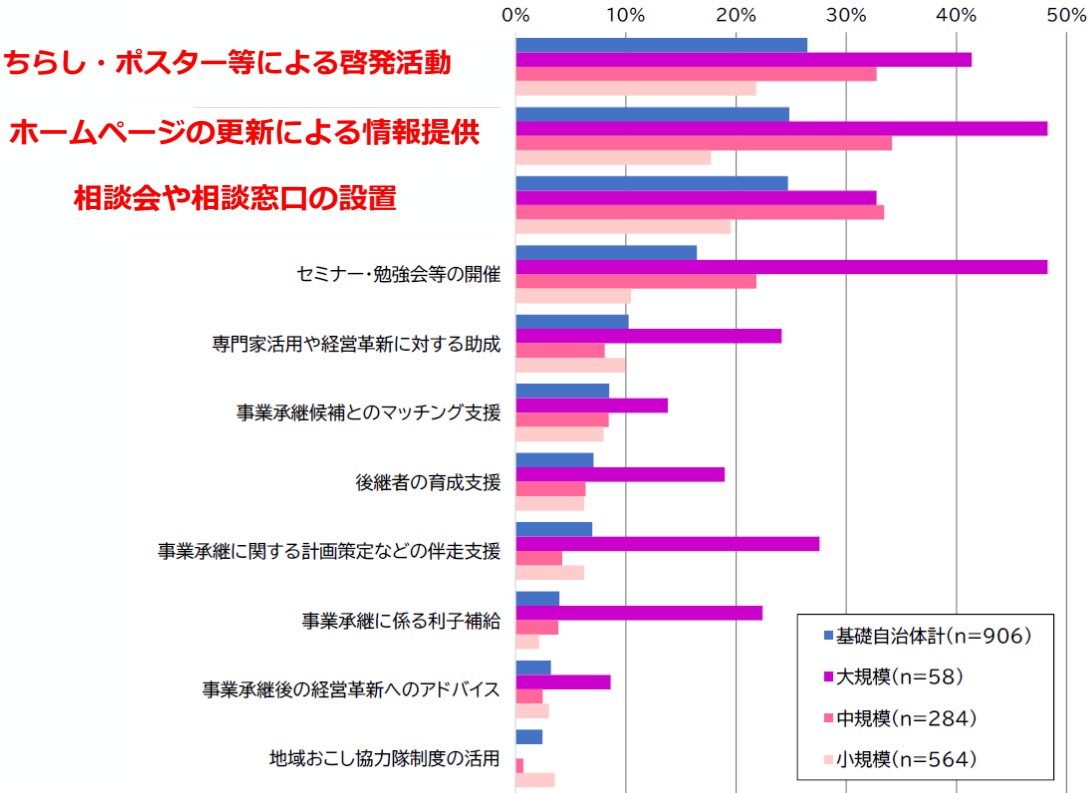
基礎自治体における事業承継支援の現状

- 2024年11月に中企庁が行った自治体向けアンケート調査によれば、何かしらの事業承継支援策を実施している基礎自治体は約 3 割に止まっており、課題は認識しているものの、施策に反映できていない自治体も多数存在。
- 取組内容としては、啓発活動や相談窓口の設置が最も行われており、大規模な自治体ほど支援の実施率が高い。

基礎自治体において地域の事業承継に関する課題を認識する機会



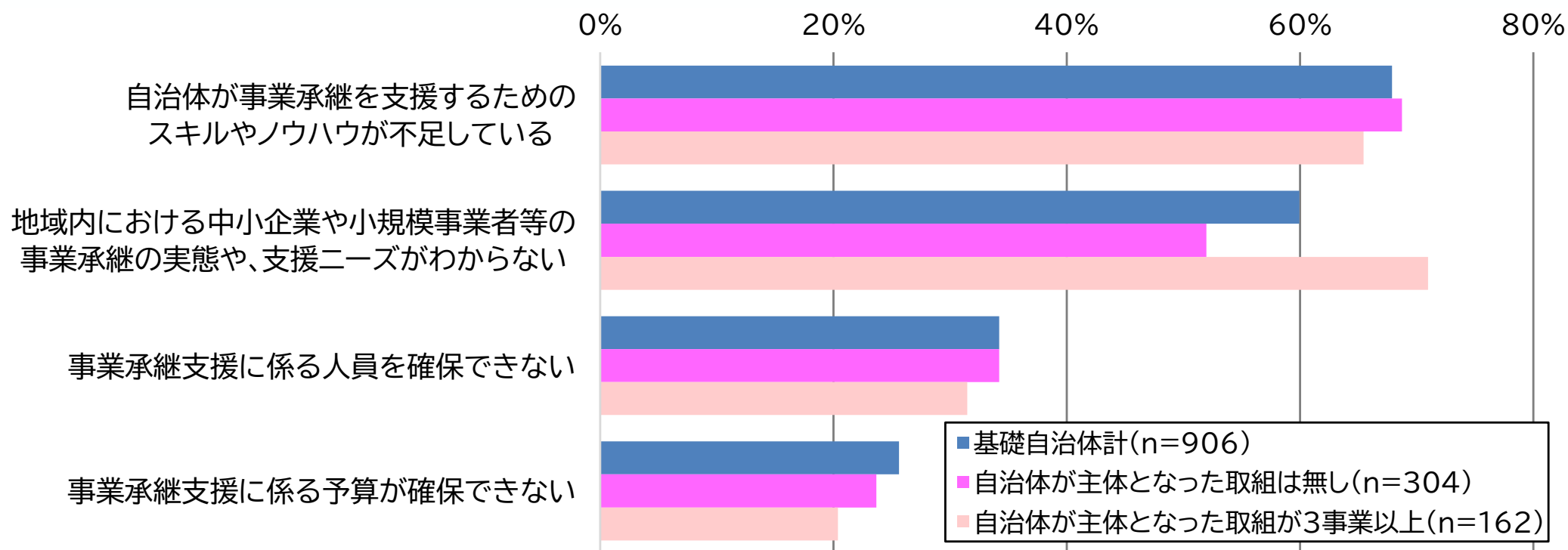
基礎自治体が主体となって実施した事業承継支援に係る取組（人口規模別、複数回答）



基礎自治体における事業承継支援の課題

- 現状では約 7 割の基礎自治体が支援を実施できていない。支援を実施できていない要因として、基礎自治体においては、スキルやノウハウの不足、支援ニーズがわからないといった声が大さい。

事業承継支援に取り組む上での課題（基礎自治体の主体的な取組事業数別、複数回答）



(出所)中小企業庁「自治体における中小企業の事業承継支援」に係る活動実態調査 2024年11月実施 調査対象:全国の自治体/有効回収数:1,003(基礎自治体967,広域自治体36)。

(注)グラフは、基礎自治体のみの集計値(無回答を除く)。集計区分:大規模:人口30万人以上、中規模:人口5～30万人、小規模:人口5万人未満の市区町村。

地方自治体が事業承継支援を行う際のノウハウ提供

- 地方自治体が事業承継支援を行う際のノウハウ提供を行うべく、令和6年度に中企庁が実施した2日間の集合研修には40自治体超、セミナーには200自治体超が参加し、各自治体では関心が高まっている状況。
- 地方自治体への事業承継支援に関する更なるノウハウ提供として、各経産局において実証事業や支援事例集等の成果物作成に取り組んで頂いているほか、中企庁でも本年3月に地方自治体における事業承継支援にあたってのポイント等を示した手引きや事例集を作成し、自治体等に配付するとともにHP上で公開。

中企庁作成の手引き・事例集

2

事業承継支援の進め方～4つのステップ

【Step2】地域特性をふまえた事業承継支援体制の構築

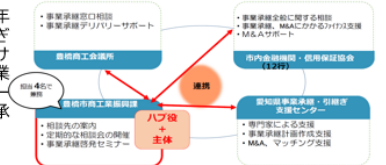
①関係機関の整理と連携目的の明確化

- ◆まずは関係機関との意見交換を行う。自治体がハブとなり連携体制を築き上げていく上で、双方の連携メリットや期待される役割、実現可能性などを整理・確認し、連携の目的や狙いを明確化。

＜事業承継支援に関わる主な支援機関＞



豊橋市では2021年に事業承継引継ぎ支援センター豊橋サテライト開設後事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば」開設



熊本市では、2024年6月に、支援機関等7者と事業承継連携支援に関する協定『ツグKUMA』を締結。



②連携方法の検討

- ◆ 連携目的をふまえ、連携体制を検討。事業承継に特化しない既存の会議体（創業・中小企業支援の関係機関会議）等も活用し、地域の実態や当面の連携目的にそった事業承継支援体制を構築することが重要。なお、必ずしも多くの機関と連携する必要はない。



基礎自治体における事業承継支援の実施方法

区町村内の事業者を対象としたアンケート調査の実施

事業者の実態を詳しく把握し、事業承継支援ニーズのある事業者に対して、個別にアプローチして提供していくために、地域内の中小企業・小規模事業者に対するアンケート調査を実施します。

当該市町村を対象としたアンケート調査結果から、廃業予定事業者数、後継者不在率などの定量データや、事業承継に対する課題・不安などの定性データを分析し、地域にあった支援につなげます。

アンケート調査を通じて、事業承継支援が有効な地域内事業者をリスト化し、訪問等を通じて事業者の詳細な実態を把握します。その上で様々な情報提供や個別相談会、専門家派遣といった実際の支援施策の検討や実施に役立てましょう。

＜事業者を対象としたアンケート調査の手順とポイント＞

- 地域内対象に、事業者向けのアンケート調査を実施していないが、確認します。役所・市内の他部署での企業向けの景況・経済調査や、地域の商工団体にこの会員向けアンケートなど、定期的な調査が行われていれば、これらのアンケート実施主体と連携し、事業承継に関する項目を追加できる可能性がありますので、実施主体に確認・相談しましょう。
- 既存調査が行われていない場合・活用が難しい場合には、新たにアンケート調査を実施しまし

- 市区町村の事業所数や産業特性などをふまえて、アンケートの調査対象となる事業者を検討し、社名や住所といった発運用データ等を収集します。市区町村の事業者名・住所が把握可能な主なリストとして、例えば、以下のようなデータ活用が想定されます。

- 1) 市区町村内の全事業所を調査対象としたい場合、総務省統計局「事業所母集団データベース」の申請を行うことで、経済センサスの対象事業者のリストを活用できます。
<https://www.stat.go.jp/data/jsdb/27teikyo.html>
- 2) 商工団体との連携・協力が可能な場合、会員を対象として実施することも考えられます。

- 事業承継に関する課題は、小規模事業者や高齢の経営者、あるいは、商店街やものづくり集積地など特定エリアで高いことなどが想定されます。そこで、場合によっては、上記の事業家リストを活用して対象数を絞ったり、市区町村内の他部署や他課と連携し独自の対象事業者を追加したりすることなどで、効果的な調査が実施できます。

【ベースとなる事業所データ】

総務省統計局 「事業所母集団データベース」	商工団体の 会員アンケート
--------------------------	------------------

などを活用(経営者の年齢や地域・業種を絞っても可)

【市区町村の特性をふまえて事業承継支援ニーズが高い事業者を追加】

商店街振興組合と連携し、 商店街の店舗を追加	農林水産業が活発なため、農政部門と 連携し、農業関係の事業者を追加
---------------------------	--------------------------------------

（参考）広域自治体における事業承継支援の事例（高知県）

（1）取組の契機・実態把握

- 高知県では、2015年度に、国の事業引継ぎ支援センターの機能に加え、県独自で、移住施策と連動した事業承継や事業拡大のための中核人材等の確保を支援する「高知県事業承継・人材確保センター」を設置し、UIターン就職促進事業と一体となって人材確保の取組を推進。さらに、同年度に「事業承継等推進事業費補助金（一般枠・小規模枠）」を創設し、事業承継計画策定費用、M&A仲介委託費用等をサポートするなど、県としての事業承継支援活動を始動。

（2）事業承継支援体制の構築と主な取組

－事業承継支援に係る所管課・体制－

- 庁内では、「第4期産業振興計画（計画期間：2020～23年度）」にて事業承継支援を位置づけ。2020年度より、商工労働部支援課内に事業承継担当専任チームを設置（現在は3名体制）。
- 高知県事業承継・引継支援センターとは、事業承継支援対象等に関する必要に応じたデータの連携、市町村への同行訪問、庁内各部局・会議等への参加、補助金等の周知、県の広報関連の他、移住支援との連携（移住支援サイト「高知家で暮らす」における事業承継マッチングの実施、移住フェアへの参加等）など随所で連携。

－事業承継支援活動－

- 2023年度は、事業承継の周知・相談件数増加に向け、民間リストを活用して60歳代以上の県内経営者にアンケートや広報チラシを送付（予算：211万円）、相談希望者285件を支援センターにつなぎ、電話・訪問対応を実施。また、中山間地域における譲渡相談に対する成約件数増加に向け、「事業承継補助金」に市町村間接補助の形式にて支援メニューを新設（予算：1500万円）。
- 2024年度は、売り手に比べ買い手の相談が少ないことから、移住施策と連携した県外アプローチの強化に向け「事業承継奨励給付金」を創設。中山間地域で一定の条件の下、事業の引継ぎを受けた買い手で県外から移住した場合は100万円（県内の買い手には50万円）を支給する取組がスタート（予算：1450万円）。

（3）事業承継支援に係る活動実績と今後の展開

- 事業承継支援の活動実績は右図の通り。

年度別実績	2020	2021	2022	2023	合計
マッチング成約件数	27	44	51	52	174
事業承継診断件数	1,283	1,289	1,349	1,911	5,832

- 2025年度は、2024年度の支援事業の継続に加え、地元支援機関が有する事業者のニーズ等の情報共有や、移住施策等と連携した買い手の掘り起こし等を実施予定（移住Webサイトを通じたデジタルマーケティングの活用や、地域おこし協力隊の研修会・創業塾のセミナー等でのPR活動の強化等）
- 市町村との連携強化が不可欠との認識のもと、2023～24年度に、県とセンターとで、県内34市町村を訪問。結果をふまえ、県が重点支援する中山間地域から先行4地域で地域にあった支援スタイルモデルを検討するとともに、県下の支援機関の意識醸成・支援向上に向けた場づくり等を通じ、3年後を目処に、県内の地域ごとに支援体制の構築を目指す。

(参考) 基礎自治体における事業承継支援の事例①

愛知県豊橋市(人口 約36.8万人)

(1) 取組の契機・実態把握

- 市内商店街を対象とした継続的なアンケート調査において、経営課題として「後継者不足」を指摘する割合が、2017年度には約3割をこえたため、事業承継支援は、商業に限らず産業全体で取り組むべき課題と捉え、翌2018年度に、豊橋市、豊橋商工会議所、豊橋信用金庫の3者でワーキングを立ち上げ、同年度に市の予算を確保し、企業向けセミナー等の事業承継支援活動を開始。

(2) 事業承継支援体制の構築と主な取組

ー事業承継支援に係る所管課・体制ー

- 2021年に事業承継引継ぎ支援センター豊橋サテライト開設後、同年8月、事業承継プラットフォーム「とよはし事業承継ひろば(以降「ひろば」)」発足。
- 市役所では商工業振興課(4名)が事業承継支援を所管。専任を置かずチーム制を採ることでノウハウを共有し、活動の継続性が保たれている。また、「ひろば」において、事業者の個別相談結果を基に適切な支援機関へ繋ぐハブの役割を果たす。

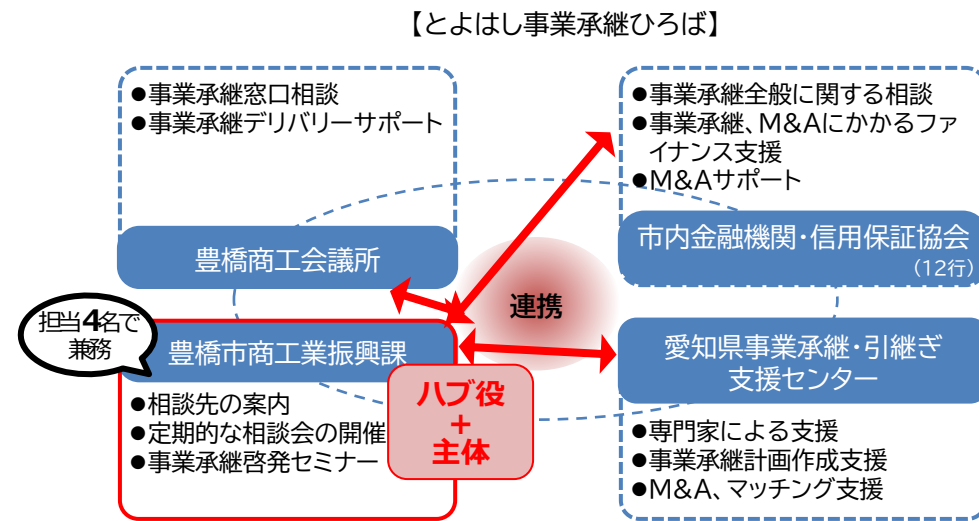
ー事業承継支援活動ー

- 事業承継支援においては、中小企業の経営実態に応じた個別相談が重要であるが、多くの経営者は、自社の事業承継問題を他人に知られたくないと考えているため、市は、個別相談会を、誰もが立ち寄る市役所内会議室で開催し気軽な相談環境を整備。ひろばのメンバーが連携して相談会を周知。

- 「ひろば」の活動成果は、リーフレット「廃業させないまち とよはし」として冊子化し、事業承継支援事業者の実例を紹介。1万部・年2回発行。

(3) 事業承継支援に係る活動実績と今後の展開

- 2023年度の個別相談会(全37回)は、ほぼ予約で埋まるなど、好評を博しているほか、事業承継セミナーには76社90名が参加。市内事業者の支援実例を紹介したリーフレット「廃業させないまち とよはし」の配布などの地道な周知活動の認知が高まっている。
- 2023年度からは、創業希望者と後継者不在事業者とのマッチング等を企画し、創業支援に積極的な愛知大学、豊橋技術科学大学、豊橋創造大学の市内3大学が「ひろば」メンバーに加わった。



(参考) 基礎自治体における事業承継支援の事例②

静岡県川根本町(人口 約0.6万人)

(1) 取組の契機・実態把握

- 町内の創業支援に関する関係者会議(創業支援ネットワーク)の場で、町内中小企業の経営者の高齢化や廃業が話題となった。
- 静岡県事業承継・引継ぎ支援センターに相談し、実態調査を行うことを勧められたため、2024年度に、町内約400者に対し、数問の簡単な事業承継アンケートを実施。回答率が1割に満たなかったことから、商工会と町職員が数ヶ月かけて事業者を訪問し、個別回収した結果、回収率は7割に達した。このうち7割が後継者不在かつ生活に直結した店舗が多いことも判明。

(2) 事業承継支援体制の構築と主な取組

ー事業承継支援に係る所管課・体制ー

- 庁内では、所管である産業振興課の商工業室が企業立地等の業務との兼務し2名で事業承継支援を担当。
- 同町は、町役場ほか5団体からなる創業支援ネットワークの定例会にて域内企業の事業承継課題が話題になったことを契機に、事業承継と創業支援に一体的に取り組むこととした。
- ネットワークの構成機関に、静岡県事業承継・引継ぎ支援センター、静岡県をオブザーバーとして加え、2024年3月に「川根本町事業承継ネットワーク」を発足。関係機関の既存連携体制を有効活用し、事業承継支援に係る体制を迅速かつ少ない調整コストで構築。

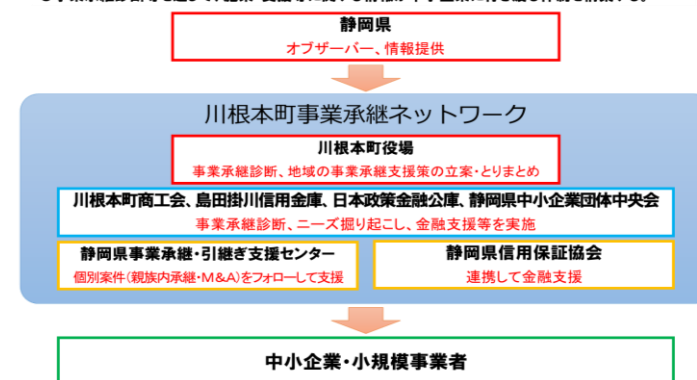
ー事業承継支援活動ー

- 2024年度は町単独で予算を確保し、実態調査のほか、事業照会セミナーを開催(4回)。
- 実態調査の回答率向上に向け、町・商工会の職員(6名)により、調査協力依頼のため調査対象全体の3割程度の事業者を対象に個別訪問を実施

【川根本町における事業承継ネットワーク】

事業承継ネットワークの構成

- 事業承継ネットワークでは連絡会議を開催し、支援機関同士の意識の共有化、連携の強化を図る。
- 事業承継診断等を通じて、施策・支援等に関する情報が中小企業に行き渡る体制を構築する。



(3) 事業承継支援に係る活動実績と今後の展開

- セミナーは、創業支援のほかに事業承継をテーマに加え、町内で事業承継に至った経営者により、実例紹介を実施。セミナー参加者は1回あたり10名程度。今後も継続実施を予定。
- 小規模自治体では、セミナーや相談会へ参加することで、廃業の可能性があると思われかねないと、参加をためらう事業者も少なくない。今後同町は、事業者への個別訪問により経営相談等の案内を行っていくことなどを予定している。

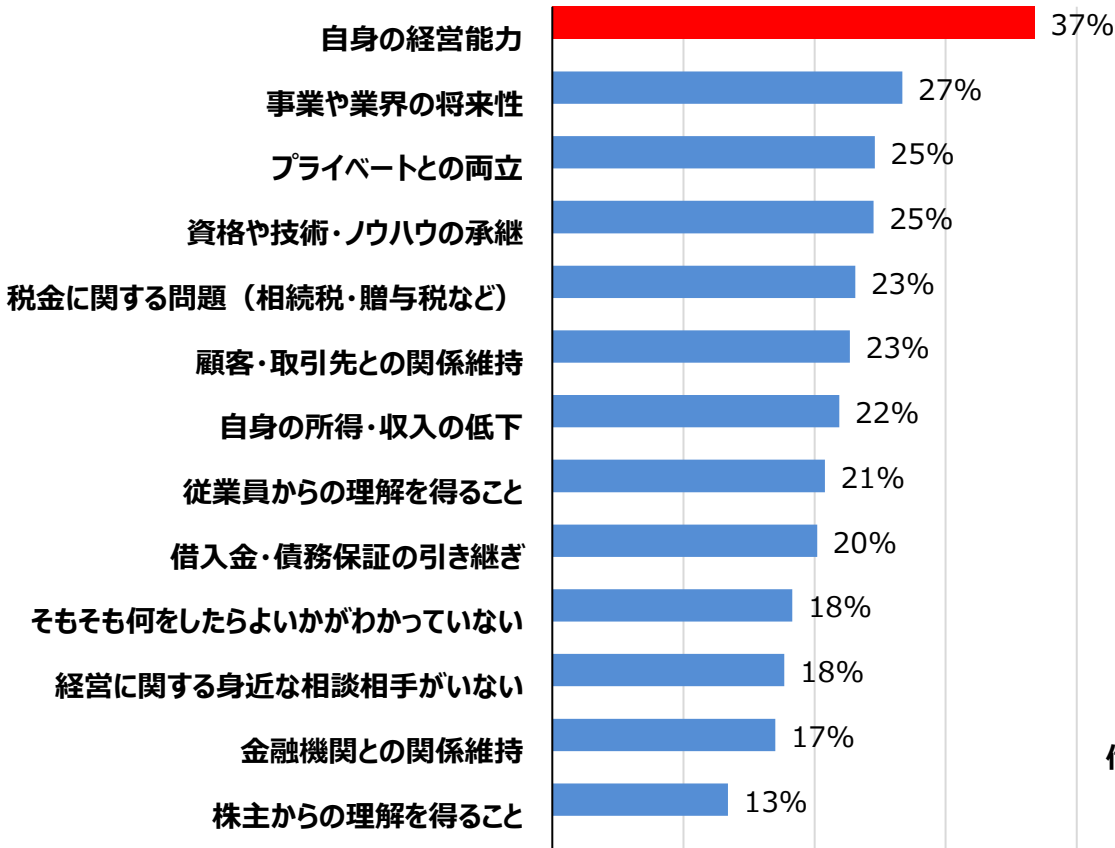
1. 地方自治体における事業承継支援の動向と支援策について
2. 中小企業庁主催「アトツギ甲子園」のご紹介・
地方自治体における後継者支援の取組について

事業承継に向けて課題に感じること

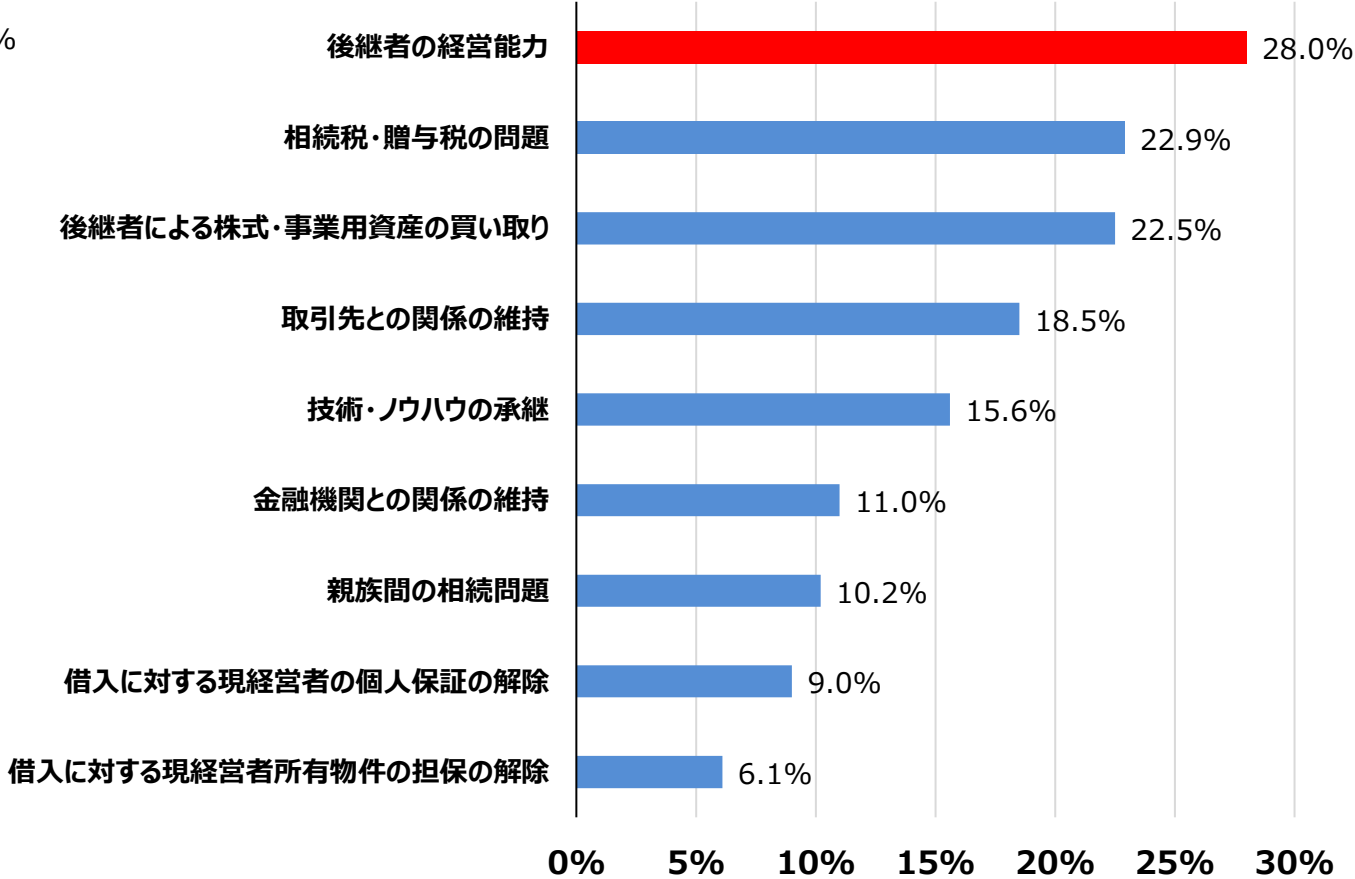
- 中小企業の後継者や現経営者が事業承継をするうえで最も不安に感じること・課題に感じすることは、自身・後継者の経営能力。アトツギとして、将来的な視座、経営に対する学びの場を創出する必要がある。

事業承継の際に問題になりそうなこと（複数回答）

後継者



現経営者



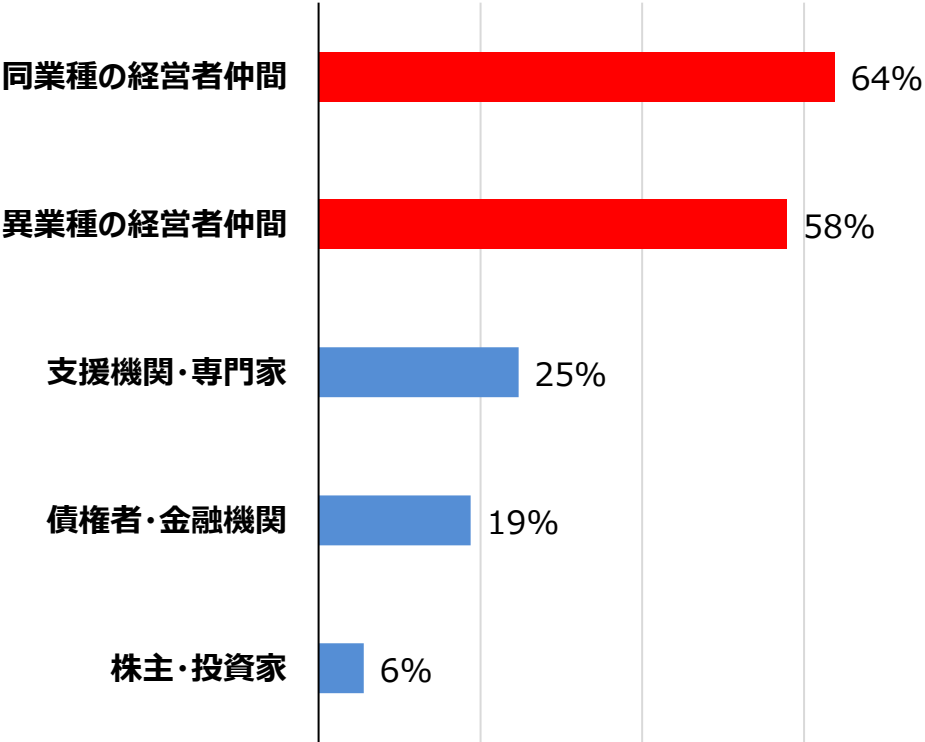
(注) 2025年2月に中小企業の後継者（アトツギ）に対して実施したアンケート調査。回答者：1,851者
(出所) 中小企業庁「令和6年度後継者支援ネットワーク事業報告書」を基に作成

(注) 2023年1月に中小企業に対して実施した回答数：313者
(出所) 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）結果」を基に作成。

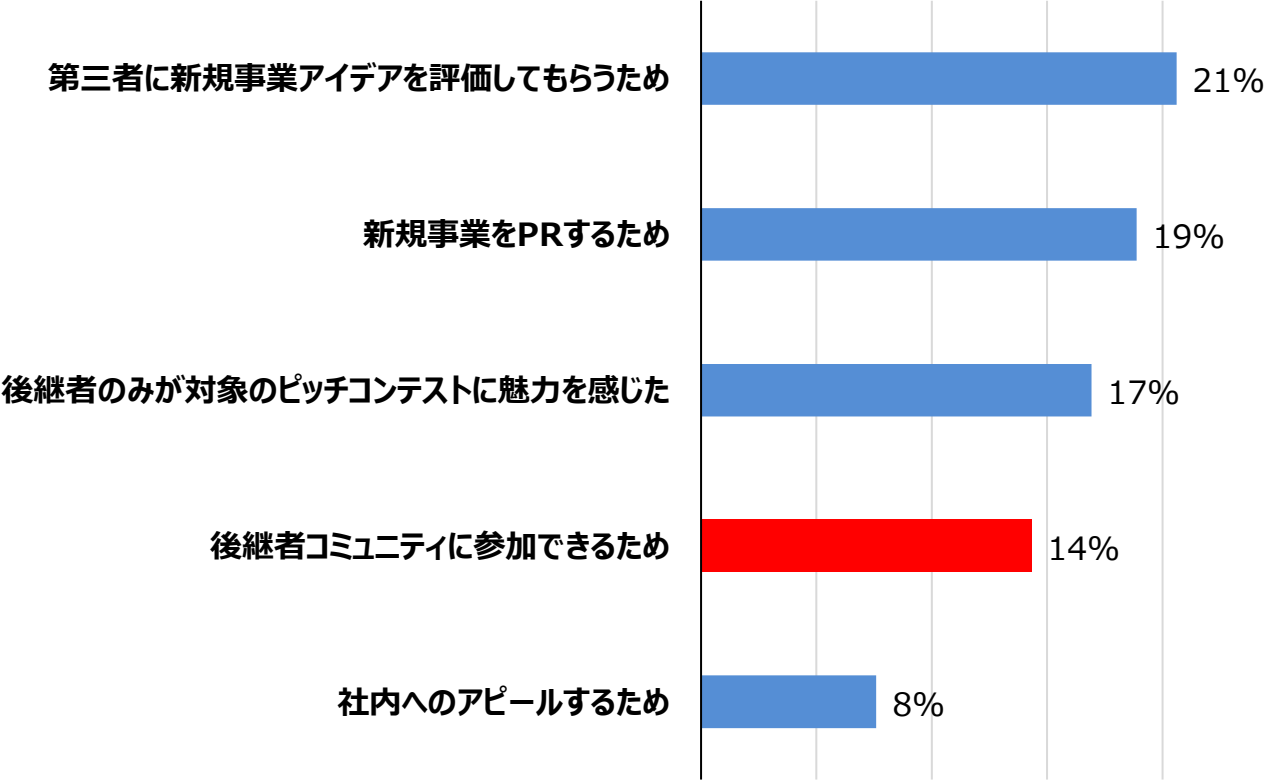
後継者におけるコミュニティの必要性

- 経営者が成長志向になるきっかけとなった交流先としては、同業種や異業種の経営者との回答が多い。
- アトツギ甲子園の参加した目的についても、後継者同士のコミュニティに参加できるため回答も一定存在。アトツギ甲子園は後継者コミュニティ形成に寄与している。

経営者就任後における、成長意欲を高めることにつながった交流先
(複数回答)



アトツギ甲子園に参加した目的
(複数回答)



(注) 2514者
(出所) 帝国データバンク「中小企業の成長に向けたマネジメントと企業行動に関する調査」(2022年12月)

(注) 461者
(出所) 第5回「アトツギ甲子園」エントリー者に対するアンケート項目から中小企業庁が作成

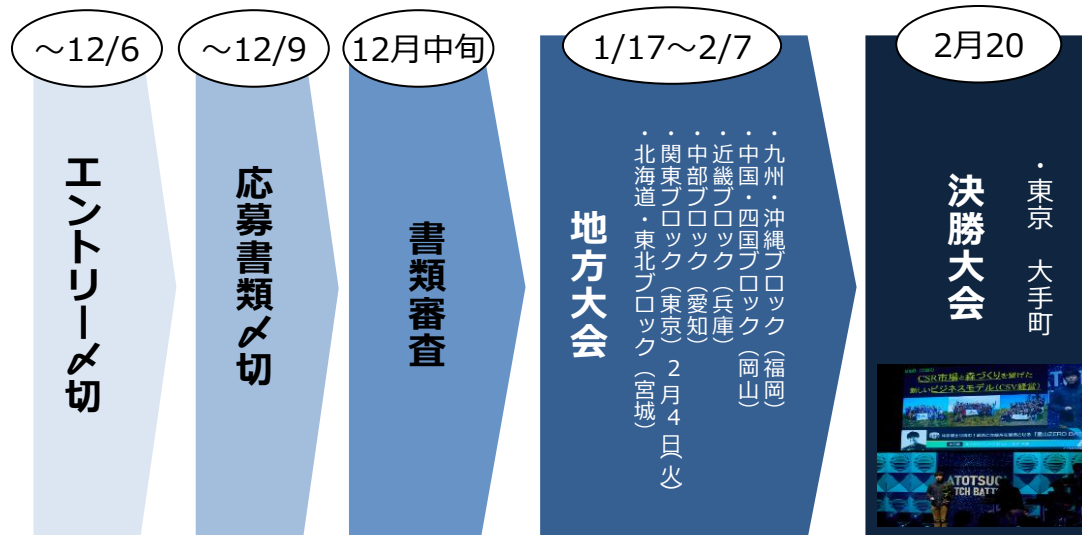
「アトツギ甲子園」概要

- 「アトツギ甲子園」は、早期の事業承継と事業承継を契機とした成長を促進する観点から、39歳以下の中小企業の後継予定者を対象に、既存の経営資源等を活かした新規事業のビジネスプランを競うピッチコンテスト。
- 令和2年度より開始し、今年度（令和7年度）で、6回目の開催。
- 書類審査の通過者による地方大会を6ブロック（北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄）で開催。各地方大会を勝ち抜いた18名による決勝大会において、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞等を授与。
- ファイナリスト等はメディアへの露出も多く、取引先増、事業拡大、社内外における既存の経営資源を活かした新規事業への理解向上、事業の推進への好影響にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場が、現経営者との承継に向けた踏み込んだ話し合いや事業化に向けた具体的な調整が進むきっかけに。

概要

- エントリー資格は39歳以下の中小企業・小規模事業者の後継予定者
- 地方大会、決勝大会のピッチは4分間のプレゼンテーション
- 地方予選大会、決勝大会は学識経験者、VC、アトツギ経営者等の有識者が審査
- 地方大会では各ブロックから決勝大会に進む3名を選出
- 決勝大会に進んだ合計18名から経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞等を授与

第5回大会日程



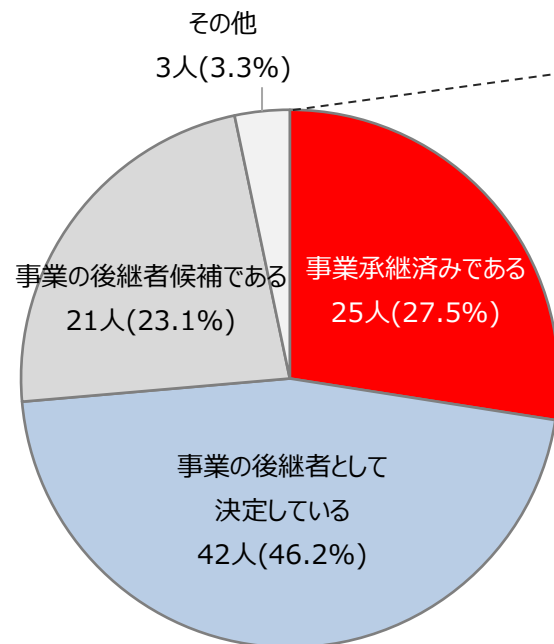
決勝大会 賞一覧

- 🏆 経済産業大臣賞
- 🏆 ベストサポーター賞
※経済産業大臣賞受賞者をサポートした支援者への授与を予定
- 🏆 中小企業庁長官賞
- 🏆 優秀賞
- 🏆 企業特別賞

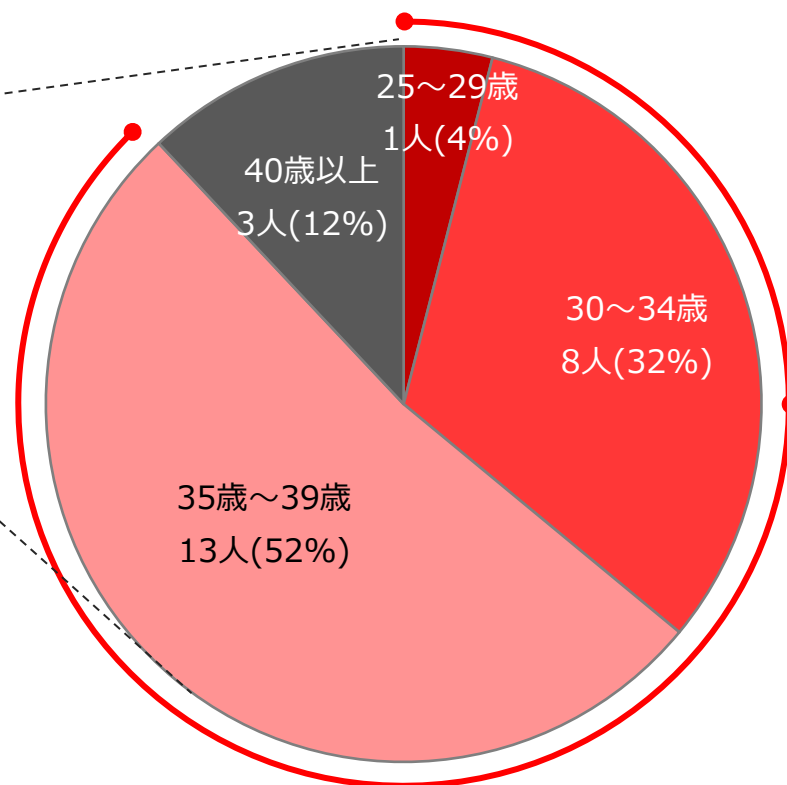
アトツギ甲子園の出場後の効果（早期の事業承継）

- アトツギ甲子園はこれまで5回を開催し、合計で831名(うち決勝大会進出は78名)がエントリーしている。
- 過去アトツギ甲子園エントリー者の27.5%が事業承継済みであり、そのうち約88%が39歳以下で事業承継をしている。
- 経営者就任時^(注)の全国平均年齢が52.7歳であることを踏まえると、アトツギ甲子園により早期の事業承継が図られている。

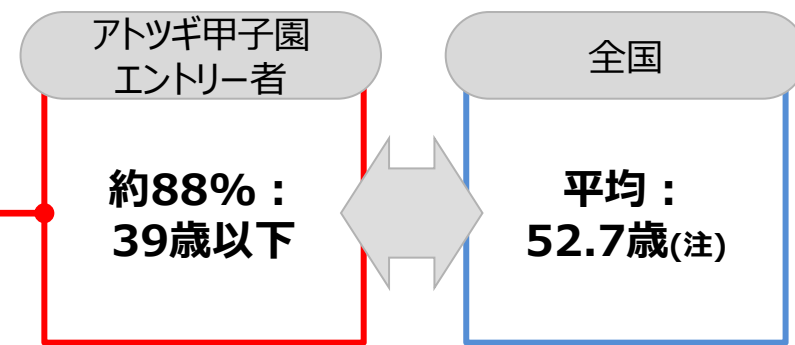
エントリー後の事業承継の状況
(n=91)



事業承継した者の年齢層
(n=25)



事業承継により就任した
経営者の年齢（就任時）



(注) 帝国データバンク「全国「社長年齢」分析調査（2024 年）」による調査結果。事業承継により代表者へ就任した際の年齢を算出している。代表交代前：68.6歳、代表交代後：52.7歳。
(出所) 中小企業庁調べ

アトツギ甲子園ファイナリストのその後の事業状況

- アトツギ甲子園出場後、地方メディアへの露出、登壇機会の増加、大手企業の契約が進むなど着実に事業が進展している例もあり、一定程度の甲子園の出場効果を感じているアトツギが多い。
- 一方、アトツギ甲子園で発表したビジネスの事業化は進んだものの、売り上げ増加まで進んでおらず、中長期的計画の策定や販路拡大に向けた課題感を持つアトツギもあり、アトツギ同士の壁打ちや先輩経営者とのコミュニティが視野を広げる観点から重要となる。

田島山業株式会社

販路開拓

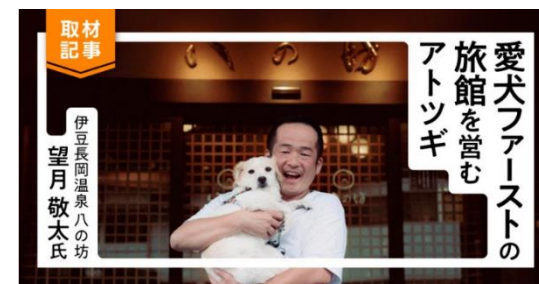
- アトツギ甲子園では、赤字構造となっている林業について、J-クレジット創出地、憩いや環境教育、レクリエーションの場とするみんなの森プロジェクトについてピッチ。
- その後、各種メディアへの掲載、大分県知事への表敬、環境省、農林水産省のパンフレットや会議にも取り上げられる。
- 2024年2月には、**LINEヤフーと森林由来のJ-クレジットを10年間売買する契約を締結**するなど、着実に事業が進展している。



小松屋八の坊

売上増加

- アトツギ甲子園では、家業である1913年創業の老舗温泉旅館をリニューアルし、これまで売上の70%を占めていた団体客から犬連れの個人客にシフト、また、海外からの犬連れの観光客を招くことをピッチ
- アトツギ甲子園に出場し、自身の事業のブラッシュアップすることができ、メディア取材の機会が増え、理解し応援してくれる仲間も増加。
- アトツギ甲子園出場後、「愛犬ファースト」をコンセプトに犬と一緒に入れる露天風呂や、一緒にベッドで寝られる特別室を用意し、コロナ禍で落ち込んだ売り上げは一気にV字回復。個人客が90%になったうえ、**過去10年で最高額を記録するなど、売上を伸ばしている。**



(参考) 各地域の後継者支援取組例 (自治体・金融機関)

京都府北部

家業の経営資源を活用した
新規事業を考え発表



兵庫県 みなと銀行

23年度よりアツギ支援へ



京都府宇治市

講義 & HRでフィードバック



京都府京都市

新規事業開発・発表



新潟県信用保証協会 後継者に特化したセミナーの実施



空知信用金庫、北門信用金庫、 北空知信用金庫

後継者を対象にしたセミナー



栃木県

後継者を対象としたセミナー



群馬県

新規事業開発プロジェクト



福岡県

家業後継者の新商品の
事業化等を支援



福岡県北九州市

新事業開発、伴走支援



大分県

新事業開発、伴走支援



長崎県

新事業開発、ピッチ支援



熊本県熊本市

新事業開発、ピッチ支援



鹿児島県鹿児島市

アツギ交流会



參考資料

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧

引継ぎの準備

○気づきの提供

事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

円滑な引継ぎ

○事業承継の相談／M&Aのマッチング

事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施

○事業承継時の相続税・贈与税の納税猶予

事業承継税制（法人版、個人版）

- ・事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予。
- ・R6税制改正で特例承継計画の申請期限を2026年3月末に延長。

○M&A時の費用負担軽減

事業承継・M & A 補助金（専門家活用枠）

- ・M&A時の専門家活用（仲介手数料、DD費用等）を支援（補助上限600万円、補助率1/2～2/3。補助上限は、DD費用が含まれる場合は800万円、100億企業要件を満たす場合は2000万円）

○事業承継前の設備投資等支援

事業承継・M & A 補助金（事業承継促進枠）

5年以内に事業承継（親族内承継・従業員承継）を予定している場合に、設備投資等を支援（補助上限800万円～1000万円※、補助率1/2～2/3 ※一定の賃上げをした場合、補助上限1000万円）

○M&A後のリスクへの備え

中小M & A 準備金、中堅・中小グループ化税制

- ・M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%までを準備金として損金算入可能（据置期間5年）
- ・R6税制改正において、中堅・中小企業のグループ化を支援するために、複数回のM&Aを行う場合の積立率を2回目90%、3回目以降100%に拡大する枠を創設（据置期間10年）

○M&A時、事業承継・M&A後の金融支援、財務基盤強化

公庫による金融支援、経営者保証解除支援

- ・公庫による事業承継・M&Aにかかる支援制度について、融資限度額や据置期間等について拡充
- ・承継円滑化法に基づく信用保証等の特例、投資育成による共同M&A、中小機構グループ化・事業再構築支援ファンドによる支援

引継ぎ後の事業統合/経営革新等

○M & A後の設備投資等の支援

事業承継・M & A 補助金（PMI推進枠）

- ・M&A後の経営統合（PMI）に係る専門家活用、設備投資費用等を支援（専門家の補助上限150万円、補助率1/2。設備投資の補助上限800～1000万円※、補助率1/2～2/3）

中小企業経営強化税制（D類型等）

M&Aに係る設備投資額の10%を税額控除 又は 即時償却 等

（凡例）

-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

中小企業の事業承継・引継ぎ（M&A）に関するガイドライン

引継ぎの準備

円滑な引継ぎ

引継ぎ後の経営革新等

中小M&Aガイドライン

- 適切なM&Aのための行動指針を提示。
- 契約内容や手数料等の重要事項について契約前に書面により説明を実施すること。
- （仲介の場合）利益相反防止の観点から、一方当事者の意向が反映されやすいバリュエーション・DD等の結論を決定しないこと。

中小M&A支援機関登録制度

- 「中小M&Aガイドライン」を遵守宣誓した支援機関を登録する制度。
- 「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象は、本制度の登録機関による支援に限定。

事業承継ガイドライン

- 中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継のために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介。

中小PMIガイドライン、実践ツール

- M&A後に行われる組織や業務の統合作業である**PMI（Post Merger Integration）**の適切な取組を促すガイドラインを策定し、令和4年3月に公表。また、PMIに関する実践ツール・活用ガイドブック・事例集を令和6年3月に公表。

（凡例）

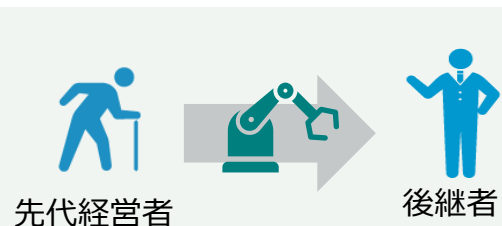
-  事業承継とM&Aの両方に適用
-  事業承継のみに適用
-  M&Aのみに適用

事業承継・M & A補助金（令和6年度補正予算）の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助



■ 買い手支援類型

補助率 : 1/3・1/2or2/3
補助上限 : 600万円-800万円、2,000万円※
※ : 100億企業要件を満たす場合

■ 売り手支援類型

補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 600万円

【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算）

③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助



■ PMI専門家活用類型

補助率 : 1/2
補助上限 : 150万円

■ 事業統合投資類型

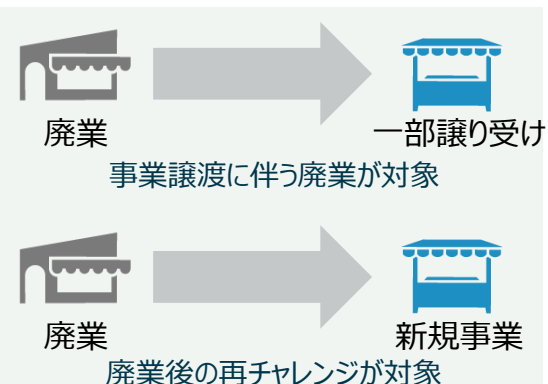
補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 800-1,000万円

【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 : 1/2or2/3
補助上限 : 150万円

【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費

事業承継税制の概要

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。
- 10年間限定(2027年末まで)の時限的な措置として、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合が贈与税・相続税ともに100%となっている。
- 個人版事業承継税制は、10年間限定(2028年末まで)で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。

法人版事業承継税制

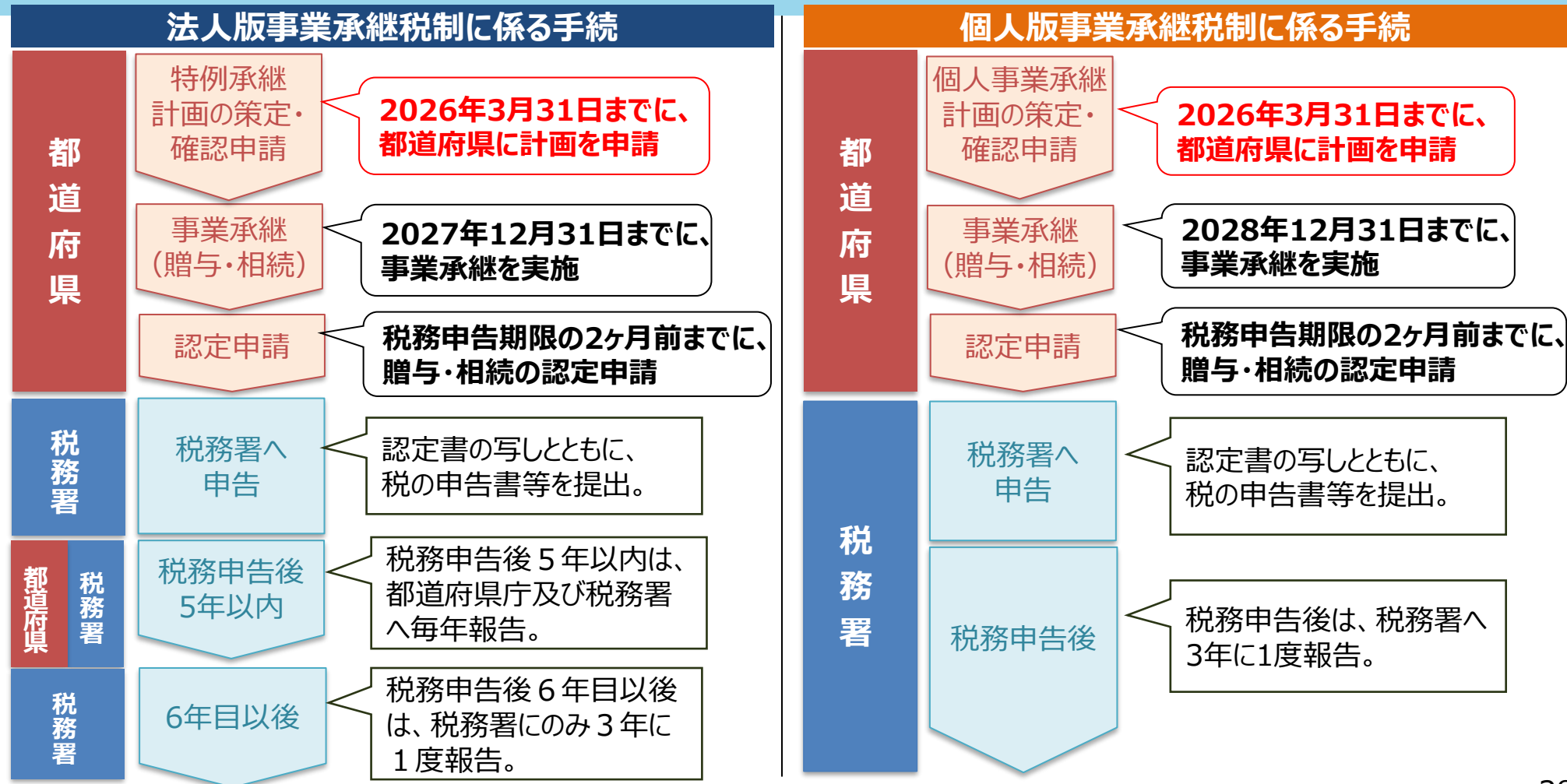
	一般措置	特例措置 (時限措置)
猶予対象 株式数	総株式数の最大 2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等 (2027年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに 100%
承継方法	複数株主から 1名の後継者に 承継可能	複数株主から 最大3名の後継者に承継可能
雇用確保 要件	承継後5年間 平均8割の雇用 維持が必要	未達成の場合でも 猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置 (時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物 (土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品 (例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) 等 
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2028年12月31日まで) 2026年3月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに 100%

(参考) 事業承継税制活用の手続

- 法人版事業承継税制（特例措置）を活用するためには、**2026年3月末までに特例承継計画を申請**し、2027年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- 個人版事業承継税制を活用するためには、**2026年3月末までに個人事業承継計画を申請**し、2028年12月末までに事業承継を行う必要がある。
- また、事業承継後（贈与・相続の認定後）は、都道府県庁・税務署への定期的な報告が必要。（有恕規定あり。）

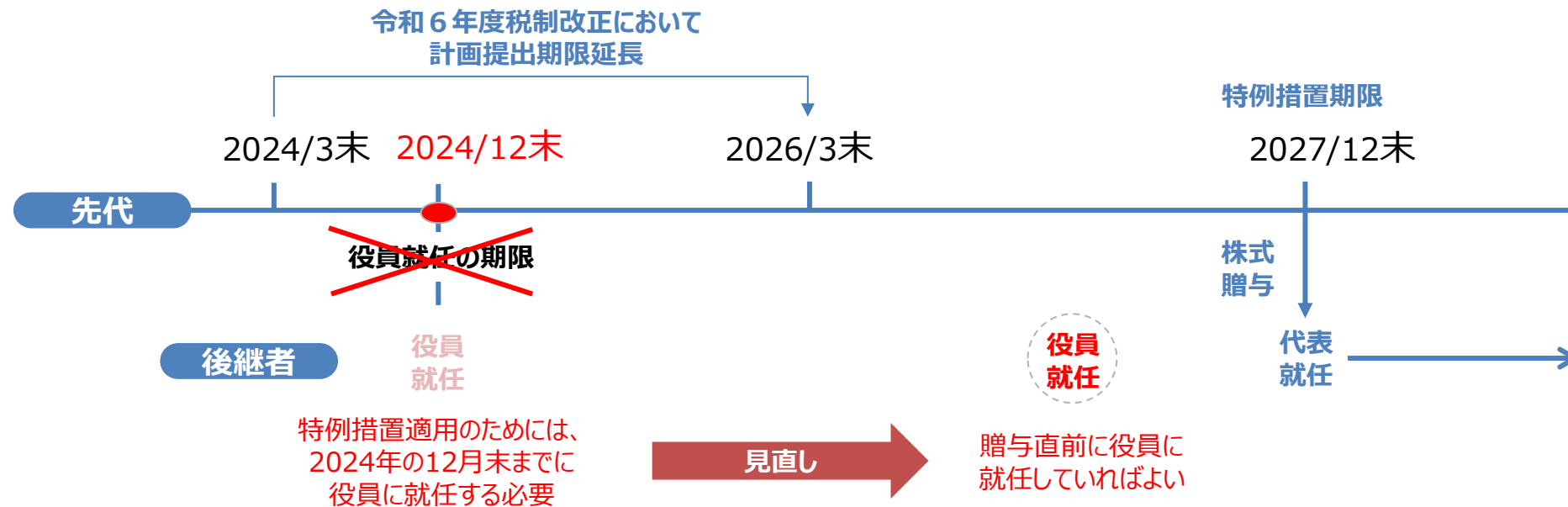


※各種手続きの詳細は、中小企業庁や各都道府県、国税庁のホームページを必ずご確認ください。

- 事業承継税制の特例措置期限までの間に、同税制の最大限の活用を図る観点から、「事業承継税制が適用されるためには、株式贈与日に後継者が役員（取締役、監査役又は会計参与）に就任後3年以上経過している必要がある」という役員就任期間を特例措置に限り事実上撤廃。
- 事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

改正概要

【適用期限：法人版：令和9年(2027年)12月末、個人版：令和10年(2028年)12月末】



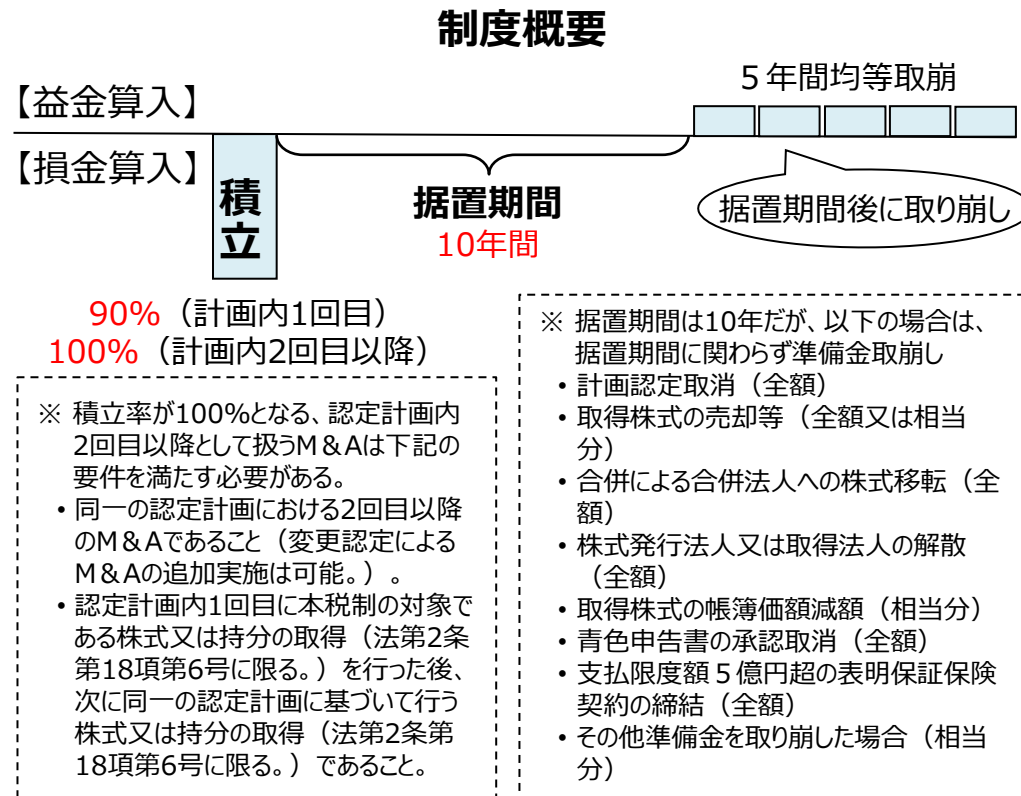
※ 個人版事業承継税制については、2028/12末までの適用期限の3年前となる2025/12末までに後継者が事業に従事する必要があったが、今般の見直しにより、贈与直前に事業に従事していればよい。

中堅・中小グループ化税制 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充枠)

- 本税制措置は、M & A実施後の簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクに備えるために、準備金を積み立てた場合、**株式取得価額の一定割合の準備金積立額を損金算入できる制度**。
- 過去にM & Aを行ったことがある**成長志向の中堅企業や中小企業が**、特別事業再編計画に基づき実施する株式若しくは持分の取得によるM & Aについては、**株式取得価額の最大100%まで損金算入可能。益金算入開始までの据置期間は10年間**。

【適用期限】令和9年3月31日まで

要件の概要



※産業競争力強化法に基づく特別事業再編計画の認定要件 (14頁目) に加え、下記の要件を満たすM & Aが対象。

- ・認定事業者が中堅企業の場合、特定中堅企業者の要件を満たすこと。
- ・認定事業者がみなし大企業でないこと。
- ・売手となる他の事業者が産競法上の中小企業者であること。
- ・取得価額1億円以上100億円以下の株式又は持分の取得 (法第2条第18項各号に掲げる措置) であること。
- ・支払限度額 5 億円超の表明保証保険契約が締結されていないこと。

※なお、中小企業は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた者を対象とする現行準備金税制も活用可能 (ただし、同一のM & Aについて中堅・中小グループ化税制との重複適用不可)。

(参考) 特別事業再編計画の認定要件

要件	要件の具体的内容
申請事業者	中堅企業者※又は中小企業者（常時使用する従業員2,000人以下の者に限る。） ※中堅企業者のうち、特に賃金水準や投資意欲が高い「特定中堅企業者」のみが税制措置（中堅・中小グループ化税制、登録免許税の軽減）を活用することが可能。
過去のM&Aの実績	過去5年以内に、取得価額1億円以上のM&A（事業構造の変更）を実施していること
計画期間	5年以内
成長要件 （事業部門単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①従業員1人当たり付加価値額 9%向上 ②売上高 1.2倍
財務の健全性 （企業単位）	計画の終了年度において次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債／キャッシュフロー≦10倍 ②経常収入＞経常支出
雇用への配慮、賃上げ	①計画に係る事業所における労働組合等と協議により十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。 ②雇用者給与等支給額 2.5%（年率）の上昇
事業構造の変更	取得価額1億円以上のM&Aであって、次のいずれかを行うこと。 ①吸収合併、②吸収分割、③株式交換、④株式交付（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）、⑤事業又は資産の譲受け、⑥他の会社の株式又は持分の取得（議決権の50%超を保有することとなるものに限る。）
前向きな取組	計画の終了年度において次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの新提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減
グループ内連携	特別事業再編を実施する事業者全体の方針の下、次のいずれかを実施することで成長を達成することが見込まれること。 ①グループ内の経営資源とM&Aにより取得する他の事業者の経営資源を組み合わせることで利用すること ②生産、販売、人事、会計又は労務等に係る経営管理の方法をM&Aにより取得する他の事業者を導入し、経営の効率化を図ること。

(参考) 日本政策金融公庫「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充

- 日本政策金融公庫では「事業承継・集約・活性化支援資金」の融資を通じて、事業承継やM&Aに取り組む事業者を支援。昨年2月に、中小グループ化への支援充実を図るべく、融資限度額や据置期間等について拡充。

目 的	地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者の資金調達の円滑化を支援する。
ご利用いただける方	1 <事業承継計画関連> 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方 2 <事業承継関連> 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う者 及び当該事業者から事業を承継・集約される者 3 <承継第二創業関連> 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業または新たな取組み後、概ね5年以内の方を含む。） 4 <代表者個人関連> 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人 5 <経営者個人保証免除関連> 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方
資金使途	設備資金・長期運転資金
融資限度額	（中小企業事業）：7億2千万円→ 14億4千万円 、（国民生活事業）：7千2百万円（うち運転資金4千8百万円）
融資期間 （据置期間）	設備資金 20年以内（うち据置期間2年→5年以内） 長期運転資金 7年以内→10年以内（うち据置期間2年→5年以内）
融資利率	貸付対象1 基準利率又は特別利率①（認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合（現経営者の年齢が55歳以上である場合に限る。）は特別利率②） 貸付対象2 基準利率。ただし、一定の要件を満たす場合、特別利率①又は② 貸付対象3 基準利率又は特別利率② 貸付対象4 特別利率①（付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は特別利率②） 貸付対象5 基準利率 ※特別利率の適用 4億円→8億円